

北陸史學第三十二号  
一九八三年十一月

拔刷  
發行

『順德北門羅氏族譜』考（上）

陳光先生惠存

西川喜久子

## 『順徳北門羅氏族譜』考（上）

西川喜久子

### はじめに

合併により、本号には、一、二、のみ掲載し、三、は次号掲載になる予定である。

順徳北門羅氏は、明代中葉から清末まで（広東省広州府）の有力宗族であった。光緒八年（一八八

### 一 族人

順徳北門羅氏は、宋紹興四年（一一三四）、始祖羅輝之

が廣東の珠璣巷（まことじきやく）から三子と一族十五人をひきつれて、当

時の廣東省閩海郡忠義郷大良村に移住したのがその始めとされる。一羅氏世家大良洲頭者、遂環居県城、拱北門

鎮（一卷一「八則」世系源流紀）とあるから、當時、大良

はまだ沙洲上の村落にすぎなかつたのであろう。明景泰

三年（一四五二）、南海県の東涌・馬寧・西淋の三都及び

新会県の北邊を割いて新たに順徳県を開県し、大良に県治

を置いたが、この時、羅氏の十世祖忠、十一世祖觀驥、倫、十二世祖定等が開県を請願する上書を行ない、大良堡九図九十戸の里排（うち十五戸を北門羅氏が占めている）が、

土地と県城造営費などを提供して開県に力を尽したという。北門羅氏という呼称のいわれは、開県後、羅氏一族が県城を解明するための基礎作業の一つである。なお、紙数の都によれば、明万曆三十八年（一六一〇）に初めて族譜を編み、その後、清康熙四十六年（一七〇七）、乾隆十九年（一七五四）、道光十七年（一八三七）、光緒八年と四度にわたり重修を行なっている。現在見ることができるのは、光緒八年に重修、刊行されたものである（卷十九「祀典譜」（嘗產）は光緒十年刊）。この「族譜」は、片山剛氏が図甲制の解説という視点から取上げておられ、「私は氏の勞作から啓發されるところ多大であった。本稿は『族譜』を一、族人・二、族産・三、訴訟文書などの側面から検討し、珠江デルタにおける一大宗族の実態を可能な限り明らかにしようとするものであり、広東社会の特徴と歴史的発展を解明するための基礎作業の一つである。なお、紙数の都

表 1

世代	族人数	仕官者	舉人	武舉人	貢生	生員	武生	監生	吏員	捐官者
12	139	5			1	11				
13	233	3	1		1	8				
14	350	6			1	23			1	
15	447	9	2	6	4	20	3	2	1	
16	562	9	2	4	2	33	2	4		
17	678	2	4	1	3	26	5	2		
18	863	3	2	2		24	4	12		1
19	1028	4			1	7	15	1	25	1
20	1534	2	5			9	5	32	4	3
21	1753	1			1	2	11	5	44	1
22	1937	4	2	2	2	10	2	54		11
23	2013	2	1		4	10	2	77		14
24	1478	2	1		2	4	1	74		17
25	643		1			4		54		7
26	163							9		1
27	27									

の北門をとりまくようにして群居していたことによると思われるが、大良にはもう一つ大族の羅氏が存在し、こちらの羅氏を南房と称し、北門羅氏を北房と称するようになつたらしい。南房羅氏は、北房（北門）羅氏と同じ頃やはり大良村に移住しており、両房の来歴はよく似ているが、別個の宗族を形成している。二つの羅氏は大良移住後久しく交流がなく、景泰三年開縣の請願の際、南房から十世祖顯庸、顯韶が出て北房の忠らと共に奔走し、交流が始まったという。南房羅氏の子孫には、清末咸豐年間（一八五一年六二）に戸部左侍郎（同治元年一八六二年戸部尚書）に陞り、ついで督弁團練大臣に任せられて順徳團練総局を指

## 注

- 1) 仕官者は文官と武官を合わせた数字である。
- 2) 進士、武進士は全世代を通じて各2名しか出でていないので表では省略した。
- 3) 貢生の数には舉人合格者は含めていない。
- 4) 生員の数には舉人合格者、貢生昇格者は含めていない。
- 5) 武生の数には武舉人合格者は含めていない。
- 6) 捐官者は「仕官」の項に名が見えず、「品級」の項に名が見え、官職名を付されている者で、貢生でない者を「一応捐官者」と見なした。ただし、「教授州同」「授當千総」などとあるのは除外した。

揮し、広東全省に影響力を及ぼした羅惇衍がいる<sup>4)</sup>。北門羅氏は八世祖以降、七房に分かれたが、そのうち三房が際立って強盛となり、他の四房はほとんど取るに足りないほど弱小である。（表1）は、卷二・四「年表譜」△宗支図によつて数えた各世代ごとの族人人数及び卷一「恩榮譜」によつて数えた官職・各種資格の取得者数である（十一世以前は省略）。光緒八年現在の一族全体の生存者は、△宗支図の冒頭に、「自始祖至二十七世現存八代共二千七百余丁」とある。この表で注目を引くのは、族人數の増加に比して生員の数が十九世以降目立つて減少し、逆に監生の数が急増していることである。

△国学▽（監生）の項に挙げられている人名と、△文学▽（生員）・△貢生▽の項に挙げられている人名とを比較対照してみると、監生のうち十六世が四名全員、十七世が二名中一名、十八世は十二名中一名が生員出身であるのを除き、兩者は重なっていない。一方捐官者と見なされる人物の名はほとんどすべて監生の人名リストの中に見出しができる。つまり、羅氏のばあい、ほぼ十九世あたりを境として生員、貢生の正途出身者が減少し、捐納による監生、捐官者が増加しはじめた、との表から一応いうことができよう。

以下、(1)進士・舉人、(2)武進士・武舉人、(3)族産の維持をはじめ宗族の繁栄に貢献した人物、(4)その他列伝（世徳譜）記載者の中で注目を引く人物、の順に検討を加え、羅氏一族と科挙官僚制との関係、宗族組織の運営・発展上の特徴などを探つてみたい。

(1) 進士・舉人 科挙合格者（表2）は、十三世節鄉が明嘉靖十年の挙人に及第したのを嚆矢として十五世（二十世、明万曆年間から清乾隆年間まで各世代ごとに二～五名（十九世は零）、二十三世～二十五世、同治年間から光緒初にかけては各世代一名の挙人を出している。進士は全世代を通じてわずか二名とどまっている。順徳県全体の郷試合格者（举人）を県志の選挙表によつて数えてみると、たとえば乾隆期六〇年間で二〇〇名（咸豐「順徳県志」）、同治期一三年間で二三八名（民国「順徳県志」）あり、清末に至つて郷試合格者の額数が増加しているにもかかわらず、北門羅氏の場合、清末に至つてむしろ挙人の数は減つており、進士、挙人身分の取得者を郷紳と一応定義したばかり、県内における羅氏の「郷官宦族」（後出の訴訟文書の中につきこの語が使われている）としての比重は、清末に至つて低下したと見ることができよう。

つきに、羅氏族人のうち官職経験者は、「恩榮譜」△仕宦▽

表2  
進士

世代	名	原名 改名	合格年度	官職
18	孫		順治15年(1658)	廣東韶州府曲江縣教諭、貴州都勦府推官
22	配章	倫彬	光緒2年(1876)	欽点即用知縣 分浙江欽加直隸州知州

舉人

13	節卿		嘉靖10年(1531)	南京應天府推官
15	名世		萬曆元年(1573)	
〃	廷璋		〃 22 "	浙江霍山縣知縣、湖廣衡州府同知
16	良信		〃 10 "	福建漳州府同知、雲南姚安府知府、補任廣西慶寧府知府
〃	三德	良策	〃 16 "	南京國子監監丞、刑部江西清吏司主事、雲南湖州知州
17	子鼎	應耳	天啓元年(1621)	廣東德慶府學正、廣西桂林縣教諭、兵部員外郎
〃	安國		崇禎15年(1642)	
〃	玉藻		〃	
〃	元璫		順治11年(1654)	廣東化州學正
18	孫耀		〃 8 "	
〃	朝彥		康熙52年(1713)	浙江杭州府昌化縣知縣
20	天尺	代似	乾隆元年(1736)	
〃	公俊	代銓	〃 3 "	
〃	代創	代建	〃 17 "	
〃	廷疎		〃 39 "	
〃	次坤	應時	〃	廣東韶州府翁源縣教諭
22	獻廷	櫻錫	道光元年(1821)	授韶州府仁化縣儒學以政論銜督訓導事、調補郴州學正
〃	配章	倫彬	同治3年(1864)	
23	雲	榮恂	光緒5年(1879)	
24	形緒	同俊	同治3年	
25	邦焯	日琰	〃 9 "	

によれば全世代を通じて合計五三名あり、うち三五名が文職、一八名が武職である。また全世代を通じて一九名の挙人が出ているが、そのうち十名は全く官途に就いていない。清代に限れば一一名の挙人の中、七名が一度も官職に就いていないのである。官職に就いた者も、知府、知県まで、さほど高い官位には登っていないのが特徴である。総じて羅氏は科挙合格者を比較的多く出している割には、官僚機構との結びつきが稀薄であるといえよう。

科挙（挙人）合格者の多くは伝を立てられているが、立てられていない者もある。このことは、族内において科挙合格者が無条件で顕彰されるものでは必ずしもないことを示している。伝を立てられている者について顕彰されている事蹟の内容を見ると、官職経験者のばあい、任地の県志、宦蹟伝からその事蹟を抄録したものが多いが、仕官しなかつた者については、例えば、十五世名世（万曆元年挙人）は、「巨奸」が羅氏の墳墓を奪おうとして訴訟を起こしたのに対し、知県が「巨奸」に与したことに抗議して、鄉試合格者が招かれる鹿鳴の宴への出席を拒否し、ついに祖墳を守り通した、と讃えられている。また、十七世安国（崇禎十五年挙人）の伝に

「若夫内掌祠政積善妥祀、外撥田祀外祖少仰游、公善事

実多類此。康熙庚戌、通邑推為鄉正。当事批處累累、公秉公剖斷、群服其德。邑侯王公延修順志、公任事直筆伝信、闕疑一無假借。」

とあって、宗祀の管理運営にあたり、祭田を拡充し祭祀をとり行ない、田を撥して外祖を祀るなど、宗族のために尽くし、また「郷正」に推され、或いは県志の編纂に従事するなど、地方政治の実力者として活動し、人々はその徳に服した、と賞讃されている。一方、仕官した者でも、例えば順治十五年の進士、十八世孫耀は、広東省韶州府曲江县教諭から貴州都匀府推官に任せられたが、わずか一ヵ月で回籍、退官して郷里に隠棲している。隠棲後は、

「郷居二十年、足不履城市。鄰里無有強凌弱者、無有訟不解者。講學於祠、首德行、次經術、以古道訓族人……祠墓圮者修之、蒸嘗僕者拓之、設義倉、歲歉頼不瘠者數百人。」

とあって、郷村の調停者として影響力を及ぼし、また宗族の指導者として族人を教化し、祠墓、祭田の維持拡大につ

とめ、義倉を設けて族人の救済にあたるなど、要するに郷村の秩序維持と宗族の強化発展のために尽くしているのである。こうした点から見ると、羅氏にとって重要なのは、科挙を通じて官僚を輩出することよりも、まず宗族の維持

發展をはかることであり、科挙合格者の中でもこの目的に沿つて尽力し貢献した人物が顕彰されているのであって、進士・挙人身分の取得は、官僚として高位に登るための手段であるよりも、宗族の維持發展のための手段としての意味あいが強かつたといえよう。進士・挙人身分を取得することが、宗族の維持發展に具体的にどのように裨益したのか十分には明らかにしえないが、一つは、官僚に準ずる者としての権威を以て宗族統合の中心になり得たであろうこと、いま一つは、官府との接衝において重要な役割を果たしたであろうこと（後述の如く、族産をめぐる訴訟では訴人の筆頭に挙人が必ず名前を出している。）を指摘することはできよう。なお、科挙資格は一代限りの資格であるから、個々の家の単位で見れば、親から子へ、子から孫へと途切れなく引き継ぐことは容易でないが、宗族単位で見るならば、羅氏のばあい各世代ごとに途切れることなく何名かの郷紳を擁しており、「郷宦族」としての社会的地位は事実上いわば世襲されているわけである。

(2) 武進士・武挙人　武科出身者（表3）も十五世、明万曆年間以降、各世代ごとにほとんど途切れることなく出ており、とくに万曆年間には八人の武挙人が出ている。武進士は万曆三十五年中式の十五世繼臯と嘉慶十四年中式

表 3

## 武進士

世代	名	原名 改名	合 格 年 度	官 職
15	繼皇	孔輝	万曆 35 年	任武毅將軍廣州石衛鎮撫署東山參將事
22	興焉		嘉慶 14 年	欽點藍翎侍衛即用營都司

## 武舉人

15	応世	斌臣	嘉靖 16 年	(改名麟進三水庠生、改名斌臣嘉靖 45 年歲貢)
"	中英	孔輝	隆慶元年	
"	繼皇	孔輝	万曆 4、13、16 年三科	
"	三才	有栗	万曆 4 年	
"	續紳	有倉	" 7 "	
"	方正	家棟	" 22、43 年 天啓元年三科 授千總守雙裏	
"	繼明		" 43 年	
16	治身		" 22 "	
"	百朋	作綱	" 28 "	
"	龍光	治甯	" 40 "	
"	浩瀚		" 37、40、43 年三科 授千總陞東山守備	
17	文光	先祚	康熙 20 年	
18	孫鎰		" 2 "	
"	孫苞		" 8 "	
19	元昌		乾隆 21 年	授江南松江府江淮衛千總
21	元泰	昌泰	" 25 "	
22	覆焉	福延	嘉慶 9 年	
"	興焉		" 12 "	

の二十二世興焉の二人がいる。ところが、二十二世興焉が嘉慶十四年、武進士に合格したのを最後として、北門羅氏からは武舉人、武進士を一名も出していない。武生についてみても、十五世以降ほぼ各世代四、五名出していたのが、二十二、二十三世各二名、二十四世一名と減少し、二十五、二十六世は皆無である。また、武進士、武舉人のうち、軍職に就いた者は全一八名中わずか五名にすぎず、進士・舉人以上に官職・軍職との結びつきは稀薄である。これは武科挙が、まず何よりも私的武装・宗族武装の手段として利用されていたことをうかがわせるものである。

つぎに「世徳譜」によって武科出身者がどのように顕彰されているかを見よう。武科出身者で伝を載せられているのは、二十一世元春（武生）、元泰（乾隆二十五年武舉人）、二十二世興焉（嘉慶十四年武進士）の三名のみであり、数は少ないが、他の列伝登載者に比べて内容は詳細である。ほかに十九世元昌（乾隆三十一年武舉人）について、二十世次壻が「敕授淮安衛暢菴公行述」（卷二十一「芸文譜」所収）を書いている。まず元春についてみると、少年時代、二十世天尺（乾隆元年舉人、「五山志林」の著者、進士孫耀の孫）の下で学び、天尺は「此吾家千里駒也」と折紙をつけたという。やや長じてから文を棄て武に就く道を選び、

十八才で武生となり、三度鄉試（武科）を受けたが合格しなかった。かつて聿修堂<sup>(1)</sup>を創設して曾祖・祖・父・伯叔を祀り、また「外舅」（妻の父）のために愛施堂を建て、祭田を撥して祭祀の基を据えた。平生、道を講じ濟世に心をくだき、乾隆五十一年・五十二年の飢饉には救濟のため奔走し、これによって生きのびた者が甚だ多かった。嘉慶十四年、「洋寇」<sup>(2)</sup>が横行した際には、郷人を率いて防禦にあたり、このため「洋寇」は敢て入境しなかった、という。二十二世元泰は元春の弟であるが、弱冠にして武生となり、乾隆二十五年の鄉試に合格、会試には失敗して帰郷、その後家居し、善行を積んだ。善行の例として、「豪棍」が族産（祖嘗）の五沙（羅五沙）<sup>(3)</sup>後出）を奪おうとして訴訟を起した時、元泰は困難を避けず族産の奪回に尽力したこと、族産を管理するにあたってすぐれた手腕を發揮し、小作料の滞納を解消して財政を裕かにし、また「度歲丁銀」（族人に支給する越年資金であろうか）の頒給を創めて祖惠を無窮に広めることに貢献したこと、さらに錦巖廟<sup>(4)</sup>の廟產（香燈埠）が近郷の「無賴」に占拠された時、夜暗に乘じて舟を出し矢石の飛び交う中を一步もたじろがずに奮戦して「無賴」をふるえ上らせ、これによって廟產を保全し得たこと、などを挙げている。或いはまた土地を提供して廟

基（錦巖廟のことか）を拓き、橋を造って行人を利するなどの善行を施し、事ある時は調停にあたり人をよく服せしめた、ともある。二十二世興焉は同世代の獻廷（道光元年舉人、道光譜の編纂者）とともに学んだが、「好講武角力、殆天性然也」とあり、誦読のいとまに庭訓に遵い兄覆焉について武術の訓練に励んだ。覆焉は嘉慶九年武舉人となり、興焉も十二年武舉人に、ついで十四年武進士に合格し、欽点藍翎侍衛を授けられて營都司に即用、北京で奉職したが、十六年父の丁憂を機に帰郷したまま再度の出仕はしなかつたようである。興焉のはあいも、率先して本原書舎の建設にあたり、人材の育成に寄与し、族中の寒士は今に至るもその恩恵を蒙っている、とその徳行を讃えられている。また、十九世元昌についても、五千両にのぼる宗族財政の負債を「独身經理」して数年たたぬうちにすべて解消した、と記されている<sup>(5)</sup>。なお、十五世応世は、嘉靖十六年に武舉人に合格しているが、彼は同時に三水県の廩生でもあり、さらに嘉靖四十五年には歲貢に挙げられている。

ところで、一般に武科出身者の社会的地位は、文科出身者に較べて低いとされ、地方志の選舉表でも進士、舉人、貢生の後に、武進士、武舉人が列記されているのが多く、武科合格者を載せていない地方志もあるが、この羅氏『族

譜』では文進士、武進士、文舉人、武舉人、貢生、文學（生員）、武學（武生）、例貢、國學（監生）の順に載せてある。これは族内における武科出身者の地位が比較的高いことを示している。その理由は、彼らがいわばその武将としての能力によつて宗族の財産と安全の保持に貢献したからであろう。列伝の記述を見ても、元春は「洋寇」に対し、郷人を率いて防禦にあたり、元泰は族産の羅五沙を奪回し、錦巖廟の廟産を武力行使によつて「無頼」から守つてゐる。興焉についてはそのような具体的功績は記されていないが、武進士合格後わずか二年間北京で奉職しただけで帰郷しており、以後は宗族と地方の防衛のために勤いたものと推測される。彼等の重要な任務は大小宗祠（後述）と族人の所有地を外敵から守ることにあつたのではあるまい。羅氏の族産の中心は後述するように沙田と鴨埠である。沙田を獲得するには、沙坦がまだ水面下にあつて、沙名はもとより、どの県に所属するかも定まっていない。「水坦」の段階で、将来陸地化するであろう沙坦の形状、畝数を見積り、官に申告して取得を願い出る（報承）ばかりが多く、申告時の形状、畝数と実際に形成された沙坦の形状、畝数とは一致しないのが普通である。そこにつけ込まれ、いつたん取得した沙坦を別人が別の名称で所有を願い出たり、

「溢坦」であると訴えられたりして奪い取られることがある。あるいはすでに所有権の定まつてゐる沙坦（母沙）の裾に新たに泥土が堆積して子沙が形成されると、この子沙の所有をめぐつて争いが起つてゐる。こうした争いは往々にして武力を伴うものであつた。また沙田は聚落から離れていたため、収穫期には海盜や他氏族による盗難（搶割）から作物を守らねばならず、鴨埠についても、武力を伴う看守が不可欠であつた（後述の族産羅五沙に対する看守をめぐる羅氏と他姓との抗争を参照のこと）。こうした事情から沙田地帯では、各宗族・地主は、沙田警備のための船と武器を常備していた。言い換えれば、自前の武力を保持していたわけであるが、その際、武官登用試験である武科挙に合格した武進士・武舉人が重要な役割を担つたのではあるまいか。十七世応耳（天啓元年挙人）の伝に、「邑無頼輕応耳文弱、謀奪忘耳粗嘗」とあるように、文人では「無頼」に睨みを利かせることができなかつたのであり、武科出身者を擁することによって、「無頼」「土棍」などと『族譜』で呼んでゐる他の在地の武装勢力を威圧し、彼等を利用することも容易になつたのであろう。

上述の通り、興焉を最後として羅氏一族から武科合格者は出ていない。「年表譜」で調べると、興焉は道光二年、

三十五才で死去しているが、兄の覆馬は道光二十七年、六十九才で死去するまで生存しているから、道光末まで羅氏は武科出身者を何名か常に族中に擁していたわけであるが、咸豐期以後、姿を消しているのである。これは、咸豐年間に順徳團練總局（後出）が成立することと関連しているのではないか、とも考えられるが、この問題は稿を改めて検討したい。

(3) 族産の維持をはじめ宗族の繁栄に貢献した人物

まず、注目を引く人物を拾い出して、伝に記されている事蹟を簡単に紹介しておきたい。(10)-(13)などの数字は世代数を表わす。

(10) 忠 順徳県開縣の功労者。腴田五十七畝を捐して先祖を祀った。知縣がその功績を表彰するため祚光堂を建てた。

(13) 天璽 布衣の身で衙門に奏上して半江、東翼沙の族田を増し、沙田の工築に赴き台風に遭って舟が転覆し、遭難。

(18) 志萃（志森） 附生。二〇年間族正をつとめ、「處國事當以理馭情、處族事當以情行理」と宗族を治めていく心得を語ったという。

(18) 毅壯 監生。先祖の祠墓を資金を出して修築した。伯叔に田宅を給し父の如く事え、飢饉には捐賑を行った。

(19) 士宏（宏植） 監生。族中の貧しい老人で子の無い者、

依るべの無い寡婦を扶助し、貧しい族人の子弟で学に志す者には学資を支給した。また知り合いの貧者の冠婚葬祭に施しを行ない、金を貸した相手が窮するとその債券を焼き棺を施すなど援助の手を差しのべ、さらに義地を購置し、道路を修築するなど、郷党のために尽くして、乾隆元年、巡撫の表彰を受けた。

(19) 世培 監生。舉人応耳の孫であるが、援例によつて監生となり、度々科挙を受けたが合格せず、ついに挙業をあきらめ、二〇年間族正をつとめた。

(19) 観堯 「各祖嘗務」の管理にあたつた（後出する多数の小宗祠の嘗産の管理を委ねられていたのであろうか。）

が、事にあたつての処理の仕方はつねに公平であつた。祖嘗はそれまで数千（両）の負債をかかえていたが、觀堯が経理を預るようになつてから赤字が一掃され、再び財政が裕かになつた。なお、觀堯の父万標は、その父が病で死に瀕していた時「割股奉養」したとされている人物で、その行為は愚夫愚婦の所為に似ているが、その「惻怛血誠」は讃えるべきだとある。

(20) 天恩 監生。壳浦の嘗田（馬鞍沙壳涌田、後出）が「棍徒」に蚕食された時、族人がみな戻込みしたのに、彼一人「祖宗の土地を尺寸といえども人に与えてよからうか」

と言つて、ついに族人とともに香山県に訴え出て奔走の末、これを取り返したという。家が貧しかったので行商して（牽車服賈）父母に孝養をつくし、後に捐納によつて監生の身分を取得している。

(21) 仰山 増生。乾隆五十一・五十二年の飢饉の際、羅氏としては度々「鄉賑」を行なつた上、「族賑」も行なわねばならなかつたが、丁度、各祖嘗は手許不如意で如何ともなし難く、人々が嘆息していた時、仰山が族産の小作料を数年分預徴して分賑することを提案、これによつて上は祖宗万年の土地を保ち、下は子孫一時の飢饉を救い、宗族を保つことができたのだという。「家貧少孤」とあり、また「性極豪爽、復深沈有智慧、定大疑決大事、直得於俄頃之間、与人排解、無不悅服」とある。

(22) 書寅 かつて嘗務を理めたことがあるが廉正をもつて自らを持し、また進退をよく心得ており、豪強に辱められるようなことはなかつた、といふ。彼についても「家貧如洗」とあり、「日数千言、過目不忘、熟於鑑史、有問以名字、里居年月一一背誦如流」というほどの俊才であつたが童試に合格せず、「舌耕餉口」によつて身を終えることを願つたとある。

以上紹介した人物は、いずれも族産の管理運営、宗族の

維持繁栄のために貢献したことが讃えられている。これらの事例から言えることは、(18)志莘（康熙十五年（乾隆十六年）が国事に對比して族事＝宗族組織運営の心得を述べていることからもうかがえるように、族人が増加して宗族組織が肥大化し、族産も増大するのに伴つて、宗族組織の運営が独自の業務となり、これに従事するエキスパートが要請されるようになったと思われ、実務に有能な生員、監生等がその任にあつたらしく、ということである。即ち、觀堯以下はいずれも族産の管理運営、維持拡大に貢献した人物であり、かつ共通しているのは、一族の中では比較的貧困とされている家庭の出身である点である。仰山、書寅については「家貧少孤」「家貧如洗」とあり、觀堯については直接そのような語は記されていないけれども、系図を探つても直系の先祖、子孫に目ぼしい人物は一人も出ておらず、その父の行為は「愚夫愚婦」の所為に似ていると記されている点などから見て、族内では比較的貧しい下層の家に属していたと思われる。天恩についても「以家道清貧、牽車服賈」とある通りである。身分を見ると、天恩が監生、仰山が生員になつており、書寅は俊秀であつたが童試に合格しなかつたという人物であり、觀堯も布衣の身である。

る。ほかに「五山志林」の著者天尺（乾隆元年挙人）も「爲族正十余年、片語決亭、其紛立解、不煩履公庭也」

（卷二十一「芸文譜」（二十世石湖公行述））とあって、族正を十余年つとめている。族正については「撫寧條告彙編」

（「乾隆二十六年十一月望日撫寧使者德保書於位思軒」とある序を附す）に「爲通飭邊寧族正副約束族衆兼理嘗租以正人心以厚風俗事」という布告が収めてあり、それによると広東では、宗族を統制するため族正・族副を設けるべしとの議が地方官により屢々提起されていたが、宗族の側の協力が得られないこともあって、全面的には実施されていなかつたようである。右の布告によれば、同族が百人以上聚居している地域では七十歳以下の生員・監生を選んで族正とし、大族のばあいは族副を設ける。生員・監生がいないう宗族では良民を充てる。族正・族副は族人の教化・調停にあたるほか、族産から上の小作料の収支を管理する。また、族正・族副に對しては「皆當優以禮貌、別于常人」とあり、三年の任期中に過失がなければ、生員であれば成績優秀な生員として推挙し、監生・平民であれば匾額を給する、とある。要するに族正の設置は、地方官が宗族中の生員・監生層に依存して宗族を統制しようとする政策であるといえよう。斌壯と士宏は、先祖の祠墓を修築したり、

貧者を救濟したり、道路を通じたり、その財力をもつて郷族のために尽した例である。

(4) その他興味を引く事例をつぎに二つ紹介しておきたい。

(一) 十五世仁晉（嘉靖五年～万曆二十四年）とその子良相について。仁晉は科學を目指したが成功せず、転じて「計然之術」を修め、賤く買ひ貴く賣いで桑八〇〇株、柑橘一千株を有するに至り、これによつて富裕になつたとある。彼が死んだ年は飢饉で「人心洶洶」としており、或る日農民百人余が門前で哭き哀しんでいるので、不穏な兆かと心配したが、実は皆、亡き仁晉公から恩を受けた者で、ある者は公から衣食を給されたことがあると言い、ある者は小作料の滞納や借金の返済を免じてもらつたことがあると言つて、公の死を嘆き悲しんでいたのだという。仁晉が商人・地主・高利貸を兼ねて致富したことを知りうる。仁晉の子良相も挙業を目指したが成功せず、あきらめて、彼の方は「程鄭之術」を修め鉛山を開発した。「他人以貲雄里中者、必競錐刀權母、算無遺策、而公獨以義自裁介然、於取与之間初無苟求」と述べ、里中の富豪が競つて刻薄な取り立てをしたのとは異なつていた、と断わつてゐるが、いすれにしろ仁晉・良相の家が里中の富豪であつたことは間違ひない。

この家系は良相のいとこから挙人一名（良信、良策）、良相の姪に挙人一名（応耳）を出しており、北門羅氏の中では最も典型的な三位一体型地主の家系である。

(二) 挙人であつても、たとえは一七世元嶽のはあい、「少有文名、窮而畠耕」とあり、もともと家計は裕かでなかつたようであるが、化州学正として在職のまま死去した時、その持物は寒士と異なるところがなかつたという。また「公生而最苦、終鮮兄弟、無母功強近之親、九歳失怙、与母相依」と記されており、系図を徴すると元嶽の属する高橋房は、十七世元嶽ただ一人挙人として光彩を放つてゐるだけで、祖先、子孫いずれにも目ぼしい人物を出していない。挙人を一人出してもそれのみでは家門の繁栄に必ずしもつながらないことを示している。

## 二 族産

『族譜』に引く万曆三十八年族譜の「祀典譜引」によれば、羅氏一族全体の大宗祠である本原祠が創建されたのは万曆年間である。この時までに小宗祠が三〇余建てられていたが、大宗祠はまだなかつた。万曆二十年、全族から資金を集めて土地を買い、三十六年に着工して三十八年に落成した。本原祠には始祖から七世祖までを祀つてある。八

世祖以降七房に分かれ、各房ごとに宗祠を有し、さらに各房内にいくつかの小宗祠を有していたのである。「茲計大小宗祠之祭田、亦幾方畝、而倫祀而蒸嘗咸取費焉」とあるから、万曆三十八年現在で、大宗祠たる本原祠と三〇余の小宗祠の祭田をあわせると一万畝にものぼつていたことがわかる。小宗祠はこれ以後年代が降るに従つて増加し、光緒初には約九〇の祠堂を有するに至つてゐる。『族譜』卷十九「祀典譜」へ嘗產は、光緒十年現在の本原堂の嘗產を載せているが、これは羅氏一族全体の族産であつて、この他に小宗祠各支派がそれぞれ有する嘗產があつたはずであるが、それらについては載せていないので、どれほどあつたか不明である。卷十九「祀典譜」へ嘗產は、まず(i)「本原堂嘗田順徳各戸土名税畝」を載せている。これは本原堂所有の族田を納糧戸ごとに分類・整理したもので、官の冊籍上に載せられている土名、税畝と一致するものであろうが、各地片が何時、どのようにして本原堂の所有になつたかもこれによつて知ることができる。一方、これとは別に、(ii)「本原堂之田垣段実田畝彙列」を載せており、これに対応する絵図が全地片について細かく描かれている。こちらの方は、本原堂が現実に所有している田の土名、畝数を記したものである。(i)(ii)を併記して

いることは、冊籍上の土名、税畝と、現実に所有している田の土名、畝数とが一致していないことを前提としているが、実際、(一)と(二)を比較してみると両者対応しないもののがかなりある。畝数の総額では(一)が一七〇〇余畝、(二)が一五〇〇余畝で冊籍上の畝数の方が現実の畝数より約二〇〇畝多くなっている。これは常識に反しているが、今はその事実を記すにとどめた。本原堂の族産はこの他に、山地(約十二畝)、本原堂舎屋地、本原祠、仙翁別業地(後出)、本原書室、南門外察院地の舎屋五〇余件(後出)、それに卷二十「祀典譜」(憲典)の記事によれば、「鴨埠約一〇八頃(後出)がある。表4は、本原堂が所持地を集積していく過程を知るために、(一)を年代順に整理し直してみたものである。煩雑さを避けるため、各地片の土名をいちいち記すことは止め、各地片毎にナンバーを附して数字で表わしてある。ただ、本文の叙述を進め上で必要なものについては欄外に土名と取得の経緯を注記した。本原堂の創建は万暦三十八年であるから、創建時、本原堂の嘗産としては、外欄白水渦新沙六・九畝他、計十五畝ほどがあてられていたにすぎなかつたが、天啓六年に外欄、半江および外欄第伍涌口新沙を加えて、嘗産は一挙に二十五〇畝近くに増加した。その後、族田は増加し続け、

清末光緒十年までの約二六〇年間に、一四〇〇余畝を加えたが、このうち四〇〇畝近くは光緒期に入つてからの十年間に購入したものであることに注目しておきたい。即ち族田の増加という点に限つてみれば、羅本原堂という宗族組織は清末に至つて益々強化された、といえるのである。<sup>(13)</sup> ところで、羅氏族産の肇基となつた外欄沙田を本原堂が取得していく経緯の一端を、卷二十「祀典譜」(憲典)は記している。それによると、万暦四十一年、羅輝<sup>(14)</sup>が外欄沙の沙堀に新たに生じた沙坦の所有を布政司に申し出た。これより先に、区員進なる者が同沙坦の所有を申し出ていたが、査べた結果、新沙は羅輝がすでに所有している外欄沙の海域内にあつて「子母田脚接生」の碍になることがわかつたので、区は辞退し、羅輝が翌年、草坦五畝、白坦九畝、水坦三十八畝、計五十二畝の餉銀(沙坦取得費)二十一両を納め、四十三年、布政司の印帖と付照を給され、羅輝の所有に帰した。つづいて天啓七年に「半江東翼外欄沙」の海域に属する水坦七十八畝余に対し、餉銀二十三両を納めて、印帖を給され、管業を許されたことが、「憲典」所収の文書からわかる。なお、半江、東翼、外欄はいずれも同一沙所(海域)内にある各沙坦の沙名と思われる。

さて先に、本原堂族産の中に鴨埠が含まれていることを

表 4 (上税、中税、下税の別は無視。端数は切捨。)

No.	畝数	取得年度	No.	畝数	取得年度
※1	6.9	歎 万曆 4 年	47	4.6	歎 咸豐 3 年
2	3.7	"	48	24.6	" 7 "
3	3.4	"	49	23.8	同治 2 年
4	0.4	"	50	24.0	" 4 "
※5	205.3	天啓 6 年	51	48.2	" 7 "
※6	28.9	"	52	18.2	"
7	0.3	順治 16 年	53	8.1	"
8	12.5	" 18 "	54	22.0	" 10 "
9	18.8	"	※55	20.5	" 12 "
10	13.5	"	56	12.0	"
11	10.3	"	57	31.4	"
12	5.1	"	58	15.6	"
13	64.8	康熙 28 年	59	16.0	光緒 2 年
14	61.5	" 29 "	60	74.9	"
15	47.0	" 47 "	61	2.5	" 4 "
16	4.6	"	62	10.2	"
17	20.0	" 56 "	63	15.0	"
18	4.1	"	64	2.7	" 5 "
19	72.0	" 59 "	65	7.8	"
20	2.7	"	66	0.7	" 6 "
21	0.3	"	67	0.9	"
22	4.4	"	68	1.0	"
※23	20.0	" 60 "	69	2.0	"
24	13.0	雍正 4 年	70	0.3	" 7 "
25	2.5	" 8 "	71	1.5	"
26	7.0	乾隆 10 年	72	2.6	"
27	10.0	"	73	1.9	"
28	27.7	"	74	0.3	"
29	33.9	" 12 "	75	19.9	"
30	77.2	"	76	13.6	"
※31	75.0	" 14 "	77	2.7	" 8 "
32	1.0	" 40 "	78	3.2	"
33	35.9	" 48 "	79	3.8	"
34	13.5	"	80	1.0	"
35	65.4	" 52 "	81	2.0	"
36	0.4	" 55 "	82	0.9	" 9 "
37	18.5	嘉慶 14 "	83	1.3	"
38	20.0	" 18-19 "	84	0.4	"
39	14.3	" 20 "	85	0.5	"
40	5.5	"	86	1.0	"
41	16.6	" 21 "	87	0.5	"
42	5.7	" 22 "	88	0.5	"
※43	16.2	道光 4 年	89	1.1	"
44	4.1	" 16 "	90	103.5	"
45	1.2	" 17 "	91	82.0	" 10 "
46	13.1	" 20 "	合計	1719.2	

※1 外欄白水澗新沙

※5 外欄半江 統承納餉給帖陞科収戸

※6 外欄第伍涌口新沙 統承納餉給帖陞科収戸

※23 外欄半江即第伍涌口新荒田 買受大良堡 4 図 2 甲羅雲自、松濤、徳連、敬承

※31 馬鞍壳涌 買受(香山)順 5 図末甲蘇桂山戸丁方帝暉、時中

※43 外欄中心担田 買受大良堡 37 図 6 甲羅永泰戸蘊石爪丁采衡、采義

※55 外欄第三涌田 仰止堂名買受大良堡 46 図 4 甲霍肯堂戸丁霞芳

述べたが、族産の肇基となつた外欄沙は、この鴨埠にも関係している。

鴨埠とは鴨の飼育場のことである。霍範「眉崖文集」（明嘉靖三十一年刊）、屈大均「廣東新語」（清康熙三十九年刊）、羅天尺「五山志林」（清乾隆二十六年刊）などによれば、沙田には蟛蜞という小さな蟹が繁殖して稻の芽を喰い害を及ぼしたが、この蟛蜞は鴨の餌になるので、沙田地帶では鴨の飼育が盛んであった。明初（洪武、永樂年間）に「鴨埠之制」が定められて、「有恒產之民」が官によつて鴨埠の埠主に充てられた。埠主は鴨戸（鴨の飼育者）から鴨埠錢（埠租）を徴収して鴨埠で鴨を飼育させ、官に餉銀を納めた（埠主は餉戸とも呼ばれている）。鴨戸は鴨埠内の蟛蜞と落穂を鴨に啄ませるのであるが、彼らは武器を備えており屢強であつたから、「有恒產之民」でなければ統馴できなかつたのだという。明中期（成化年間）以降、「鴨埠之制」は廢されていた（革去埠主、聽民自畜鴨焉）。

さて、卷二十「祀典譜」（憲典）所収の文書中に、鴨埠に関する文書が計十二件ある。その最初は、天啓五年の「大良堡三十七岡里長羅儒呈爲遵奉回報事」という文書で、「土名半江石牌等の沙の鴨埠はもと何人の旧額にかかるか、今何人が納餉すべきなのか、査べよとの仰せに従い、排甲

と会同して逐一細査の結果、万曆二十九年に羅榮（別の文書では羅約となつてゐる）が半江石牌の田の鴨埠一一六頃を引受け（告承）、毎年餉銀一二両六錢を納め、帖を給されて管理（管業）していたことが判明しました。」とあり、成化年間に廃止されていた「鴨埠之制」が万曆年間には復活しており、羅榮（または羅約）が鴨埠一一六頃（端数なし）を管理していたことがわかる。乾隆「南海縣志」卷六食貨志 雜課によると、

「豬布花麻墟場鴨埠等稅、昔年歲共輸銀二百五十兩、萬曆二十七年榷使增設者也。每為豪右所操、藉一抽十、民苦之。三十六年知縣劉廷元得民疾苦狀、臚列請于撫按司府、革除之。」

とあって、万曆二十七年に鴨埠稅が復活し、三十六年に再度廃されたようである。これが天啓五年に至つて二度めの復活を見たのであろう。〈憲典〉所収の右文書は続けて「糧東（未詳）が今、餉銀を復活せよとの命を奉じ、羅大宗が土名半江、憲司、東翼、外欄の沙田三〇頃を引受け（折承）、羅大宗はまた羅榮とともに土名大小石牌、寨前沙翼等八六頃を引受ける（共承）ことにしました。」と記しており、羅榮が從来管理していた一六頃を羅大宗と羅榮が引きついで、毎年一一両六錢の餉銀を納めることにな

つたのである。これもしかし一時的な復活であったようで、その後三度めの廃止にあつたらしく、崇禎二年に出された「広州府順徳縣爲増設鄉船、措充兵餉、以期團練之勢、以勸銃台之功、水陸蒙庥、永遠利賴事」という文書には、「盜賊防禦のため、各堡ごとに兵船を増設し、土着の兵によつて本境の地を守ることにしたが、増兵に先立つものは財源（措餉）である。査べたところ、もともと鴨埠、看禾、禾蟲、渡船の四種の租餉<sup>18</sup>があつたが、先年蠲免され、利が勢豪に帰していることが判明した」とあって、明末の混乱期に地方自衛のための團練経費の財源として、鴨埠その他の餉銀が復活することになったのである。この時羅氏は羅大宗名義で四五頃、羅本原名義で六十頃を引き受けている。さらに、清初順治年間に守城のための壯兵を設けた際、その餉源として全県の鴨埠等の埠税を復活させた。この時も羅氏は羅大宗名義で石排鴉翼等三五頃、羅本原名義で義州横排等一三頃一五畝、羅本源名義で半江、憲司、外欄等六〇頃の鴨埠を引受け（報承）、三帖の埠帖を給された。その後清初の混亂が治まり、撤兵戦餉して各餉戸は餉銀を免ぜられた<sup>19</sup>が、埠帖はそのまま餉戸の世業になつたといふ。「此我族承有鴨埠之緣起也」とある。

外欄、半江等の沙田・鴨埠と羅氏の族人および本原堂と

の関係は次の如きものであろう。羅氏の祖先は宋代に大良洲頭に移住して以来、附近的沙坦を開墾して農耕に従事しつつ、次第に子孫が繁榮してきた。はじめは個々の家族がそれに沙田を開墾、所有していたのである。万曆三十八年に大宗祠として本原祠が設立され、その祭田としてまず移住以来祖先が開墾してきた外欄、半江の沙田があてられることになった。ただし、外欄、半江などの沙田がすべて本原堂の所有に帰したとは考えられない。それは表4にある通り、康熙六十年に外欄、半江の田二〇畝（No.23）を羅雲自等<sup>20</sup>から買い取り、また道光四年に外欄中心坦の田一六・一二畝（No.43）を族人の采衡（二十四世同魁、采衡は字）・采璣（同魁の弟、同德、采璣は字、監生）から、同治十二年に外欄第三涌の田二〇・五畝（No.55）を霍姓からそれぞれ買い取つていることから言えるのである。即ち、外欄沙には本原堂の所有地以外に族人および他姓の所有地が清末まで存在していた。外欄・半江等の沙坦は主として羅氏の人達によつて代々開墾され、その一部が族田として共有化されたが、大部分は各族人によつて所有されていたのではあるまいか。そしてそれら零細な田片多数を包含した沙坦全体が鴨の飼育場＝鴨埠の単位になつてゐるのである。だから鴨埠は頃を単位としており、端数は記されていないの